

長崎県における気候風土適応住宅の 独自基準の事例紹介

(令和7年10月30日 気候風土適応住宅シンポジウム)

長崎県土木部建築課

長崎型気候風土適応住宅基準について

基準を定める目的

省エネ性能の向上は必要不可欠であり、今後も推進していく一方で、そのことによって、これまで気候風土に適応するために継承されてきた長崎の住まい・住まい方、景観、それを作ってきた材料や技術の今後の進化を途絶えさせることなく、未来へ継承していくため。

基準の適用

①対象区域

長崎県内の全域 (所管行政庁：長崎県、長崎市、佐世保市、島原市、大村市、五島市)

②対象住宅

木造住宅

③その他

本基準は、所管行政庁及び関係団体で組織する「長崎型気候風土適応住宅基準作成検討会議」において、県内統一の基準として定めたもの。所管行政庁は、本基準を基にして、告示又はホームページ等において、所管区域内の気候風土適応住宅の基準を定める。

基準の概要

長崎独自の県内全域を対象とした基準に加え、県内の一部の地域の気候及び風土に応じた住宅であって、県内全域の基準とすることが馴染まないものについても、所管行政庁が必要に応じて基準を定めることとした。また、国が定める基準も適用できることとした。

長崎県内全域を対象とした基準
【伝統的木造住宅等を想定】



県内の一部の地域を対象とした基準
【現在は、長崎市内の居留地（洋館）型住宅のみ】



長崎型気候風土適応住宅基準について

令和7年4月1日施行

長崎型気候風土適応住宅の基準

令和元年11月15日国土交通省告示第786号（以下「告示」という。）第2項の規定により長崎県内の所管行政庁において別に定める基準は、次の各号に掲げる要件のいずれかに適合するものであることとする。

- 一 告示第1項第一号イからハまでのいずれかに該当するものであること
- 二 次のイ及びロに該当するものであること
- イ 次の(1)から(5)までのいずれかに該当すること
- (1) 告示第1項第一号ニ(1)の(イ)から(ロ)までのいずれかに該当すること
- (2) 構造材(柱、梁、母屋及び土台)に用いる木材は、墨付け及び手刻みによる加工を行い、かつ伝統的な継手仕口を用いたものであること
- (3) 費工法等であること
- (4) 床下が開放的であること
- (5) 外壁周長の過半が縁側等であること
- ロ 次の(1)又は(2)のいずれかに該当すること
- (1) 告示第1項第二号ニ(2)の(イ)から(ロ)までのいずれかに該当すること
- (2) 次の(イ)から(ロ)までのうちいずれか3つ以上に該当すること
- (イ) 軒の出が0.9m以上であること
- (ii) 通風に配慮した複数の窓を配置したものであること
(高窓、天窗又は地窓の設置、上下や対面に窓を設置する又は部屋間を通し複数の窓から自然の風が出入り可能な開取りであること)
- (iii) 主な居室の大きな窓が掃き出し、連窓、引き込み形式、多層構成の建具等であること
(多層構成の建具とは、雨戸、ガラス戸、網戸、障子など複数の建具を用いたものであれば可とする。)
- (iv) 6畳以上の広さの畳(畳内に本挽地を置く営業者が製作した畳に限る。)の間又は5㎡以上の広さの土間を設置したものであること
- (v) 外壁の過半が塗壁(漆喰塗等)、板張り壁又は自然石詰り壁であること
- (vi) 内部の壁の仕上げの過半が塗壁(漆喰塗等)又は板張り壁であること
- (vii) 屋根が瓦で葺かれていること
- (viii) 柱、土台に長崎県産材である木材を用いたものであること

三 所管行政府が、その地方の自然的社会的条件の特殊性により、前号に掲げる要件では、地域気候及び風土に応じた住宅であると認められない場合において、当該要件と同等であると認められるものとして定めたものであること 【県内の一部の地域の気候及び風土に応じた住宅であって、県内全域の基準とすることが馴染まないものを定める場合を想定】

県内統一で定める基準



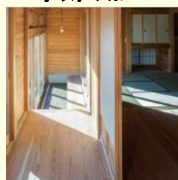
手刻み加



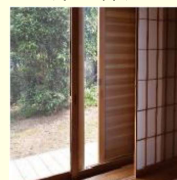
深い軒底



大きな窓



縁俱



多層構成の建具



畳の間

※写真は「気候風土適応住宅」の解説より引用

県内の所管行政庁が独自で定める基準

長崎市が居留地(洋館)型住宅をイメージした基準を定めている

- 三 次の(1)から(5)に該当すること
- (1) 外壁が塗壁(漆喰塗等)、下見板張り壁又は自然石張り壁であること。
 - (2) 屋根が寄棟造で、桧瓦で葺かれていること。
 - (3) マントルピースと煙突を設置したものであること。
 - (4) 窓の過半が錠戸付きの木製建具(ものに類するものを含む。)であること。
 - (5) 各階に奥行き1.5m以上で、外壁の1辺の1/2以上の面積(同一面に複数設置するときは、その幅の合計)のテラス又はヴェランダを設置したものであること。



しっくい塗と下見板張壁



洋風住宅群家並み



ヴェランダ空間

令和6年度の活動スケジュール

R 5		R 6 年度											R 7	
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
基準（案）作成 関係団体の意見を聞きながら行政主体で基準（案）を作成		適合義務化に向けた準備											本格運用 本格運用にあたっての ・相談対応 ・ガイドライン改訂 ・説明会の開催 【国の支援制度活用】 等	
		①基準（案）の周知 ②基準（案）の見直し ③基準の位置付け ④運用ガイドラインの作成												
①基準（案）の周知	基準（案）の運用開始 【令和6年4月1日】	・基準（案）の周知【HP、改正法等の説明会、団体の会報誌等】											基準の施行 【令和7年4月1日】	
②基準（案）の見直し		・基準（案）の活用状況把握 ・論点整理等 ・見直し案作成 ・意思決定等 ※結果的に事例なし												
③基準の位置付け		・位置付けの検討 ・行政庁手続き												
④運用ガイドライン作成		・論点整理等 ・ガイドライン案作成 ・意思決定等 WG活動 ⇒ 【1回】 【2回】 【見学3回】 【4回】 【5回】 （一社）長崎県建築士会と連携 【国の支援制度活用】												
長崎型気候風土適応住宅基準作成検討会議※		● 検討会議 【第5回】	※県内所管行政庁、県内指定確認検査機関、建築士会が参加する会議					● 検討会議 【第6回】				● 検討会議 【第7回】		

基準（案）の見直しについて

- 令和7年度から基準の施行にあたって、基準（案）を以下の通り見直した。

①国が定める基準（告示第1項の基準）も適用できることの明確化

所管行政庁が定める基準（告示第2項の基準）を定めた場合も、国が定める基準は引き続き適用できるものとして基準（案）を作成したが、告示改正により、国が定める基準が適用されなくなることが、明確化されたため、基準中に国が定める基準も位置付けた。

108	気候風土適応住宅を独自基準で定めている自治体においても、今回の改正による気候風土適応住宅の要件として追加された項目は適用可能なか。	告示第2項の規定は、告示第1項の国が定める仕様ではその地域の気候及び風土に応じた住宅と認められない場合に所管行政庁が独自に仕様を定めるものです。この場合、所管行政庁が定めた仕様が当該地域の気候風土適応住宅の仕様として適用されます。
-----	---	---



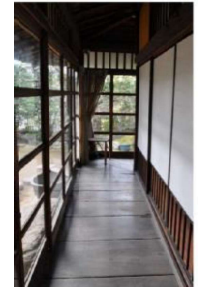
②基準に「床下が開放的であること」を追加

九州各県で事例があるものの、基準（案）検討時点では告示に追加する要素案に「石場建て」が含まれていたため、採用を見送っていたが、結果的に告示には追加されなかったため今回追加した。



③基準に「外壁周長の過半が縁側等であること」を追加

建物の外周に温熱環境的に緩和地帯となる縁側等を有する建物は、田園部の住宅の原風景であり、長年の家づくりの知恵である一方、外皮基準に適合することが困難であるものと認められるため、「外壁周長の過半が縁側等であること」を要件に追加した。



基準の位置付けについて

- 基準は所管行政庁が定めるものであるが、定め方は具体的に位置づけられていない。
- 一方で、民間機関における審査基準となるため明確な位置づけを求める声があった。
- 「長崎型気候風土適用住宅の基準」を県内統一の基準として、県のホームページにおいて公表するが、所管行政庁毎に、基準についての意思決定及び公表が必要であるものとして、以下の3つの案を示し、所管行政庁毎に対応を検討した。

<位置付け及び公表方法のパターン>

- 案1：県内統一基準を所管行政庁内の基準として、告示する。
- 案2：県内統一基準を所管行政庁内の基準として、HPで公表する。
- 案3：県内統一基準を所管行政庁内の基準としている旨をHPで公表する。

特定行政庁は案1、
限定特定行政庁は案3
の対応となった

基準の内容だけではなく、基準を定める目的や適用に当たっての留意事項、審査機関への手続き等についての解説及びチェックリスト等を掲載

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律における
長崎型気候風土適応住宅の基準

令和7年4月1日

長崎県内所管行政庁

（長崎県、長崎市、佐世保市、島原市、大村市、五島市）

県のHPに県内の統一基準として公表

長崎県告示第191号

令和元年11月16日国土交通省告示第786号（以下「告示」という。）第2項の規定により、長崎県知事が別に定める基準を、次のとおり定め、令和7年4月1日から適用する。

令和7年3月26日

長崎県知事 大石 賢吾

告示第2項の規定により長崎県知事が定める基準は、次の各項に掲げる要件のいずれかに適合するものであることとする。

- 告示第1項第一号イからハまでのいずれかに該当するものであること。
- 次のイ及びロに該当するものであること。
 - 次の(i)から(iii)までのいずれかに該当すること。
 - 告示第1項第一号二(i)から(iii)までのいずれかに該当すること。
 - 構造材（柱、梁、母屋及び土台）に用いる木材は、墨付け及び手刻みによる加工を行い、かつ伝統的な継手仕口を用いたものであること。
 - 真工法等であること。
 - 床下が開放的であること。
 - 外壁周長の過半が縁側等であること。
 - 次の(i)又は(ii)のいずれかに該当すること。
 - 告示第1項第一号二(ii)の(i)から(iii)までのいずれかに該当すること。
 - 次の(i)から(iii)までのうちいずれか3つ以上に該当すること。
 - 軒の出が0.9m以上であること。
 - 通風に配慮した複数の窓を配置したものであること（高窓、天窓又は地窓の設置、上下や対面に窓を設置する又は部屋間を連通し複数の窓から自然の風が出入り可能な間取りであること。）。主たる居室の大きな窓が掃き出し、連窓、引き込み形式、多層構成の建具等であること（多層構成の建具とは、雨戸、ガラス戸、網戸、障子など複数の建具を用いたものであれば可とする。）。6畳以上の広さの畳（県内に本拠地を置く畳業者が製作した畳に限る。）。の間又は5㎡以上の広さの土間を設置したものであること。
 - 外壁の過半が塗壁（漆喰壁等）、板張り壁又は自然石貼り壁であること。
 - 内部の壁の仕上げが塗壁（漆喰壁等）又は板張り壁であること。
 - 屋根が瓦で葺かれていること。
 - 柱、土台に長崎県産材である木材を用いたものであること。

案1 長崎県告示の事例

運用ガイドラインの作成について

- 省エネ基準適合義務化の施行以降、設計や審査時に混乱が生じないように、「長崎型気候風土適応住宅基準運用ガイドライン(解説書)」を作成した。
- 基準毎に「1. 解説」、「2. 確認申請時に必要な設計図書及び明示する事項」、「3完了検査時に必要な書類」及び「事例写真等」を掲載した。
- 「気候風土適用住宅の独自基準策定の支援」を活用することで、WGや現場見学会の開催及びガイドラインの執筆作業を(一社)長崎県建築士会主体で進めていただくことが可能となった。

二 (2) (1) 軒の出が0.9m以上であること

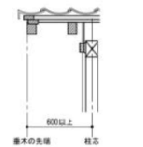
1. 解説
「軒の出が0.9m以上であること」とは概ね全ての軒【P19③参照】の出が0.9m以上であることをいいます。なお、隣棟や敷地の関係上やむを得ない場合に限り、外周長の10%までは本基準に適合しなくても可とします。
軒の出とは柱芯より垂木等支持材の先端までの距離をいいます。クランプ突出部分は柱芯より支持材の先端まで0.4m以上必要とします。軒天井等で垂木等支持材が見えない場合であっても、同様とします。

2. 確認申請時に必要な設計図書および明示する事項

必要な設計図書	明示する事項
平面図・断面図	軒やクランプの突出寸法

3. 完了検査時に必要な書類

必要な書類	明示する事項
工程写真	軒やクランプの突出寸法が確認できるもの

※用語の解説
・「軒」とは、外壁より外に突出した屋根の部分。
・「クランプ」とは、切妻屋根の妻側の端部。

三 (4) 窓の過半が隠戸付きの本葉建具(これに類するものを含む)であること

1. 解説
長崎県内各地域内、特に住宅建築の洋風には「隠戸付き両開き窓」や「隠戸付き上げ下げ窓」が多く用いられています。そのため、建物全体の窓のうち、小規模窓(おおよそ1㎡以下)を除く過半の窓を隠戸付き建具とします。ただし、準防火地域内で、延焼の恐れのある部分に設置する場合には、防火設備とする必要があることから隠戸付きアルミ製建具(これに類するものを含む)でも可とします。
なお、その際、隠戸については、木製も可とします。

2. 確認申請時に必要な設計図書および明示する事項

必要な設計図書	明示する事項
仕上表・平面図・立面図・建具表	窓図、寸法、仕様

3. 完了検査時に必要な書類
なし(現地にて確認)




※用語の解説
・「隠戸」とは、小規模の建具を傾斜させて奥へ建具を取り付けてある戸で、がらり戸ともいいます。

運用ガイドラインの抜粋



WG開催状況



現場見学会の様子